

公 告

役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和3年1月18日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
院 長 菊池 英亮

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター
感染性廃棄物処理業務委託一式

2 業務内容の仕様

入札説明書及び仕様書のとおりとします。

3 委託期間

令和3年4月1日（木）から令和5年3月31日（金）まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において、当該予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができるものとします。

4 履行場所

奈良県奈良市七条西町二丁目897-5 奈良県総合医療センター内

5 入札方法

入札は、10リットル当たりの感染性廃棄物処理単価で行います。（廃棄物容器は奈良県総合医療センターの負担で用意します。）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、収集運搬業者と処分業者が業務提携を行い参加する場合、入札はどちらか一者が代表して行うものとします。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から9までに該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

2 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申

立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

3 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

5 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

6 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、主たる営業種目がQ1「建物管理」の「⑭廃棄物処理」で登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の4に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物（感染性）収集運搬業（各病院所在地及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可）及び特別管理産業廃棄物（感染性）処分業の許可を受けている者であること。

なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。

8 中間処理の方法については、感染性廃棄物処理マニュアル（平成21年5月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部発行）に定める方法とし、1日当たりの処理能力が2トン以上の施設設備を有する者であること。

9 過去5年間に、100床以上の病院の感染性廃棄物処理業務を請け負い、1年間以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。

第3 入札書の提出場所等

1 問い合わせ先及び担当課

〒630-8581 奈良県七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター 財務課用度係

電 話 0742-46-6001 (内線2439)

FAX 0742-46-6011

メール sogo-yodo@nara-pho.jp

ホームページ <http://www.nara-hp.jp/>

2 入札説明書等の交付方法

奈良県総合医療センターホームページの「お知らせ」からダウンロードして入手してください。

3 入札説明会の日時及び場所

入札説明会はありません。

4 入札書の提出場所、入開札の日時及び場所

令和3年2月16日(火) 午前11時00分

奈良県七条西町2丁目897-5 奈良県総合医療センター 4階 会議室1

5 入札参加資格審査の申請

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)

電話番号(直通) 0742-27-8908

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

3 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「入札参加資格確認申請書等」といいます。)を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、奈良県総合医療センター院長から入札参加資格確認申請書等の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者

とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

なお契約は24ヶ月間の単価契約とし、奈良県総合医療センターと収集運搬業者及び奈良県総合センターと中間処理業者との業務別二者契約とします。(収集運搬業者と中間処理業者が同一の場合も業務別にそれぞれ契約します。)

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

(2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与して

いるとき。

(5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。